

# 北海道加工食品コンクール各賞の標章使用基準

一般社団法人北海道食品産業協議会

令和4年4月5日制定

一般社団法人北海道食品産業協議会（以下、「当会」という。）が行う北海道加工食品コンクール（以下「コンクール」という。）の北海道知事賞、札幌市長賞、当会会長賞、並びに奨励賞に係る「コンクールの標章」（以下、「標章」という。）の使用及び管理に関し、次のとおり基準を定める。

## （目的）

第1条 標章は、コンクール受賞商品として、商品の販路拡大に資すること、及びコンクールの認知度を高めることを目的とする。

## （デザインの基準）

第2条 標章のデザインは、別添「北海道加工食品コンクール標章仕様書」に基づくものとする。

## （申請の事務）

第3条 標章の使用に関する事務は、当会が行う。

## （使用の申請）

第4条 標章の使用を希望するコンクールの受賞者は、「北海道加工食品コンクール標章使用承認申請書（様式第1号）」に、標章の使用状態が判断できる資料を添付し、当会に提出して、承認を受けなければならない。

## （使用の範囲）

第5条 標章の使用は、次の範囲とする。

- (1) 受賞商品の本体（ラベル含む）、パッケージ、受賞商品をPRするパンフレット、チラシ、ホームページ、ポストカード、ステッカー等の媒体
- (2) その他、受賞商品の販路拡大等が期待できる媒体

## （使用承認）

第6条 当会は、第4条の申請書を受理した場合、その内容を審査し、標章の使用が適当と認められる場合は、「北海道加工食品コンクール標章使用承認書（様式第2号）」により通知するものとする。

(使用承認の期間)

第 7 条 使用承認の期間は、承認日から 3 年以内とし、使用者が期間満了後に引き続き標章を使用する場合には、再度申請しなければならない。また、受賞商品の販売中止などにより使用を中止する場合には、使用者は速やかにその旨を報告するものとする。

(遵守事項)

第 8 条 使用者は、使用承認された内容で標章を使用するものとし、その使用内容に変更がある場合には、第 4 条の規定により使用承認の申請を行うものとする。

(使用料及び手数料)

第 9 条 標章の使用料及び手数料は、無償とする。

(商標登録等)

第 10 条 使用者は、標章及び標章を含む商標及び模様について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。